# 施策マネジメントシート

基本施策名	0 4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育ち支援	施策 統括課	児童青少年課	氏名	畠山雄一郎
政策名	子育て·教育		児童青少年課・保育幼 公民館・しょうがいしゃう		

# 1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) \* 人や自然資源等

児童福祉法に基づく0歳から18歳までの子ども 子ども・若者育成支援推進法により、一部の若年者支援について は、20歳代も含む。

② 施策の目的 子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の 実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊か な感性を身につけ成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係 機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時 代を過ごすことができて良かった」と思えるまちを目指します。

	③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない	
	名称	単位
	ア 子どもを持つ世帯数	世帯
<b>&gt;</b>	<b>イ</b> 0歳から18歳の子どもの数	人
	ウ	
	エ	

| 近: | ④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない | 名称(展開方向ごとに記載) 単位 ア対見教育推進事業への参加者数 人 ア 子どもが市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備 段階等から参加した子どもの数 人 件 イ 子ども自身からの相談の受付件数 % ア 自己肯定感のある児童・生徒の割合 児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学ひ や体験ができて楽しいと思う児童の割合 %

			1 1
2	<u>第2次基本計画期間(令和</u> 施策の展開方向	2~令和9年度)内における取組内?   目的	容   手段(具体的な取組内容)
1	幼児期からの教育の推 進	これからの未来を支えるこどもた ちのために、成長段階に応じた 質の高い教育・保育環境を整え ます。	◆幼児教育推進プロジェクトを継続・発展させ、子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけるための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進します。 ◆市内幼稚園、保育園、認定こども園や社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との連携を強化します。 ◆幼児教育推進プロジェクトを土台として、矢川複合公共施設内において幼児教育センター事業を実施し、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図るります。 ◆新たなステージへ進む子どもたちの円滑な就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。
2	ありのままの自分でいら れる場所づくり	相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。	◆誰もが子どもの権利についての理解を深め、互いに尊重し合えるまちをつくるために、(仮称)子ども基本条例を制定します。また、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。 ◆子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。 ◆子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。 ◆子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。 ◆学校へ行かない・行けない児童・生徒に対し、多様な学びを伸ばす環境を整備するなど、子どもや若者への社会的自立に向けた支援を行います。
3		できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子ども	◆ひとり親家庭や生活に困窮している子育て家庭への自立支援施策や宅食等の食の支援の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。 ◆発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。 ◆発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。 ◆子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取り組みを進めていきます。 ◆認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。
4	子どもたちが主体的に学 び成長できる場所づくり	子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かなこころを育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに「子育ち」を地域で支える仕組みづくりを推進する。	◆矢川複合公共施設の整備に向け、児童館機能の強化を推進するとともに機能の見直しを図り、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。 ◆放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。 ◆子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育んでいけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。 ◆国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。 ◆子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や民場所づくりを行う団体の育成を推進します。

育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

O MOTA	貝 7	日际三	FU	<u> 夫根性</u>	<u> を日保</u> 値	、実績状況							1	
		単		数值区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
	7	<b>7</b> ##-:	見込み	見込み値									目標道	達成度
	Ι΄	IH.	щ [	実績値	8,013	7,947	7,747	7,813	7,642	7,596				
	П		5	見込み値										
11 A 11 1 =	1	. J	\ [:	実績値	11,321	11,184	10,966	10,960	10,766	10,717				
対象指標	Η.			見込み値									達成・	前年度 比較
	ゥ	'		実績値									未達成	
		+	_	見込み値									1/1/22/50	2072
	=			実績値										
	<b>—</b>	+		大人順 ie 成り行き値										
	展開				200	EOO	600	600	700	200	OF O	000		
	方	. J		目標値	300	500	600	600	700	800	850	900	` <b>*</b> +	
	向	ア  丿	` L	実績値	198	251	194	1,645	1479.0				達成	
	1				基本計画にお の説明又は		幼児教育推	進事業への	参加者数					
	П		F.	成り行き値										
				目標値	220	230	240.0	250	260	270	280	290		
	1	ァ /	- 1	実績値	0		102	124	171.0				未達成	向上
		1	` ⊢			\			事業等に参加した	参加者数			不连戍	1111
	展開				基本計画にお の説明又は					体的意識を持って	準備段階等から	参加した子ども		
	方向		Fi.	成り行き値										向上
			F	目標値	182	194.0	206.0	218.0	230.0	241.0	253.0	265		
+ = +c.tm	2	1 件	- 1-	実績値	139	160	80	79	100.0				未達成	
成果指標		イ  作	<sup>-</sup>  -	-	基本計画にお		子ども自身からの相談の受付件数			亲统, 学亲况套		IH] I		
	Ш				の説明又は	出典元	上 指標の説明: 子ども人権オンブズマン、子ども家庭支援センター、教育相談室及び児童館・学童保育所にあった、子ども自身からの相談の件数							
	展			成り行き値										
	開				77.8/67.0	78.1/67.3	78.4/67.6	87.0/74.5	87.3/74.8	87.7/75.2	88.1/75.6	88.5/76.0		
	方	ア %	o [	実績値		80.9/77.5	76.7/79.3	86.7/82.0	83.3/87.9				未達成	
	向 3				基本計画にお の説明又は		自己肯定感	のある児童・	生徒の割合	(小/中)				
			成り行き値											
	展開			日標値	90%LY F	90%DJ F	90%L/ F	90%DJ F	90%DJ F	90%DJ F	90%以上	90%DJ F		
	用	- O	<u> </u>	実績値	92.7	93.2	93.1	91.1	93.0				達成	向上
	方向	ア %	° F							    加	びんな騒ができ	て楽しいと思う	连队	旧工
	4			<sup>担</sup> 指標	基本計画にお の説明又は	ける 出典元	児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友だちと学びや体験ができて楽しいと思う 児童の割合 指標の説明:アンケート調査で把握							
事務	事	業数	_	本数										
		支出	余											
」財		F へ L 府県支b		千円										
事源無施業内	地方債			千円										
ただり														
朿 費 訳	その他 一般財源 事業費計 (A)			千円 千円										
<del>╗┑</del>				千円	0	0	0	0	0	0	^	0		
$\sim$				_	0	0	0	0	0	0	0	0		
'   件		美務時	•	時間										
費	人件費計(B)			千円										
トータル	レコス	(A)-	⊢(B)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0		

# 佐年のは甲七種史徳庙に対する領無

4	施策の成果指標実績値に対する評価
(1	)施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)~E(ほぼ未達成) C:一部の成果指標について目標を達成した
(2	2)時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)~E(かなり低下) B:成果がどちらかと言えば向上した
(3	3)上記(1)(2)の理由・背景として考えられること <u>(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)</u>

#### 5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?

#### ●展開方向1

- ・平成30年4月1日に施行された新たな「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、3歳児以上の教育に関する規定が概ね共通化され、保育園も幼稚園や幼保連携型認定こども園のように幼児教育施設として位置付けられた。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0歳からの幼児教育の重要性が記載された。
- ・令和5年4月にオープンした矢川プラス内にこどもラボ(幼児教育センター)が設置され、これまでくにたち子どもの夢・未来事業団が市と両輪となり 実施してきた幼児教育推進プロジェクトを発展させ、幼児教育に関する研究・研修等を行っていくこととしている。

#### ●展開方向2

- ・平成29年4月の児童福祉法改正により、児童福祉の「対象」として位置づけられていた「子ども」が、児童福祉の「権利主体」に転換され、児童福祉 法の理念が明確化された。
- ・平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国が子どもの貧困対策に関する大綱を策定した。
- ・ひきこもり課題は、若年者(青年期・ポスト青年期)の課題と目され、東京都においては治安対策本部が所管していたが、拡大する8050問題等から、平成31年に内閣府が40代以上の年齢を対象とした調査を実施して以降、ひきこもり支援は全年齢対象へと拡大し、東京都においては福祉保健局の所管となった。
- ・令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(しつけによる体罰禁止)、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化、保護者の支援など、所要の措置を講ずることが盛り込まれた。
- ・令和元年10月25日付で文部科学省より「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」が発出、当該通知において「『学校に登校する』とうい結果のみを目標にするのではなく、(中略)社会的に自立することを目指す必要があること」「(略)様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと」と記載。
- ・東京都子ども基本条例が令和3年4月1日より施行され、国立市子ども基本条例策定検討で留意する。
- ・令和4年度に、教育部・子ども家庭部・教育機関等が連携し、学校へ行けない・行かない児童・生徒への支援の在り方を検討する場「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」を発足。
- ・こども基本法案が、令和5年4月1日施行。こども家庭庁が発足。同年12月22日に当該法に基づくこども大綱が作成され、児童の権利に関する条約の精神に則った子ども施策の推進について記載。
- ・令和5年3月31日付で文部科学省より「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)について」が発出、学びへのアクセスの整備の必要性、また主な取組みとして「多様な学びの場、居場所の確保」について記載。
- ・令和6年11月、国立市子ども基本条例を制定(令和7年4月1日施行)
- ・令和7年3月、令和11年度末までの5年を期間とした計画「第四次国立市子ども総合計画」を策定。

#### ●展開方向3

- ・児童発達支援事業所は平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数、利用者数ともに飛躍的に増加している(R4年度12,000箇所、15万人)。
- ・令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化され、令和5年度のこども家庭庁 創設により子ども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保と向上を図るため児童発達支援ガイドラインが 令和6年7月に改訂された。
- ・令和6年11月より児童扶養手当法等の一部改正により、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から、所得限度額の引き上げと、多子家庭の生活の安定のために第3子以降の加算額が令和6年11月分から拡充された。
- ・国は、ヤングケアラー支援の強化を図るため、令和6年6月「子ども・若者育成支援推進法」を改正。国や自治体が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーを明記した。
- ・令和4年6月に児童福祉法の一部が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれた。

#### ●展開方向4

- ・平成26年度の児童福祉法改正に伴い、学童保育所の対象年齢が拡大された。
- ・こども基本法案が、2023年4月1日施行。こども家庭庁が発足。同年12月22日に当該法に基づくこども大綱が作成され、児童の権利に関する条約の精神に則った子ども施策の推進について記載。(展開方法2再掲)
- ・令和5年4月1日、市内初の複合公共施設「矢川プラス」を開所。
- ・令和5年12月22日、こども家庭庁が「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定

## (2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

- ・議会より、幼児教育について、幼稚園・保育園等で培ってきたものを学校教育にスムーズにつなげていく仕組みを作っていくべきでないかとの意見がある。
- ・議会より子どもの声を聞きとる手段・手法等を検討すべきとの意見がある。
- ・市民より子どもの居場所の充実(学童保育所の保育時間の拡大、放課後子ども教室の日数増 等)を求める声がある。特に、低所得者やひとり親家庭等への支援として、子ども食堂等への支援を充実させる声がある。
- ・財政改革審議会より、児童館・学童保育所の民営化について意見があるが、市民からは市直営を維持すべきとの要望がある。
- ・事業対象者(市内幼稚園・保育園・学童保育所)から、児童発達支援について巡回相談の拡充を求める意見がある。
- ・保護者より、就学後の支援に関して包括的な情報提供をしてほしいという声がある。

# (3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか?

- ・幼児教育の推進は、他市ではあまり取り組まれていない取り組みであり、先進的な取り組みとなっている。幼児教育センター事業を含む矢川プラスでの取り組みに、都の補助金が採択されるなど、都からも注目されている取り組みである。
- ・令和2年10月は児童発達支援センターが開所し、令和6年3月現在、市内に児童発達支援事業所8か所、放課後デイサービス事業所14か所が開設している。事業所フェアや連絡会を通した事業所間の連携も図られ、地域における発達支援への取組が進んでいる。
- ・子ども基本条例の策定については、他自治体での子ども権利条例・子ども条例の策定状況は6区4市と取組は少なく、時代の求める新しい条例づくりができれば先進的なものとなる。

## (4) 施策の具体的な取組状況

#### 6年度の取組状況

#### ●展開方向1

- ・子育て広場「ここすき」を事業団が継続して運営。
- ・幼保小連携に関し、各小学校ごとのグループでの交流を継続するとともに、新たな取り組みとして、幼保小の職員がともに学び合う、往還型の研修会を3回開催し、連携のさらなる充実と各施設での取り組みのレベルアップを図った。
- ・市と事業団で連携し、年間の研修計画を作成した上で、幼児教育センターにおいて、市内の保育・幼児教育施設での保育・教育の質の向上を図るための研究・研修事業を実施した。

## ●展開方向2

- ・子どもの人権オンブズマンでは、児童館まつりに参加し、権利に関する 周知と相談場所としての啓発を実施した。そのほか矢川プラスを会場とし て月2回の出張相談を開始した。
- ・不登校状態にある児童・生徒のための支援方法について、くにサポによる当事者への寄り添い、アウトリーチ支援を実施するとともに、くにサポにおいてつなぎ先の選択肢となるフリースクールとの連携構築に努めた。・令和5年度に引き続き、子ども食堂への補助を実施。
- ・公民館における中高生の学習支援事業LABO☆くにスタを月3回程度、全36回実施。参加者は延741名(他、学生などによる支援者が延661名)で、学習習慣や居場所づくりを支援した。交流事業についても、支援学生を中心とした企画会議から2回実施。また、公民館にアクセスしにくい南部地域の小中高生を対象としたサテライト版を南市民プラザで8月中旬に2日間開催(学習者延23名、支援学生延10名が参加)した。
- ・NHK学園高等学校との連携事業「校内居場所カフェ」の実践を踏まえ、市内第三中学校と協議を重ね、生徒会中心の校内カフェ事業「マイハルカフェ」の実施を支援した。
- ・実際に子ども・若者の支援に関わっているユースワーカーに登壇いただき、実践をめぐるノウハウを聴く「支援者養成事業ユースワーク講座」を矢川プラスと連携して実施。40名の参加を得た。また同時開催でユースワークのあるまち検討会議主催による焚火やミニピザなどのイベントを実施し、中高生や親子連れの方にもイベントにご参加いただいた。
- ・子どもたちの体験格差に関する講演会を実施し、37名の市民が参加し、参加者も交えた意見交換を実施した。
- ・ユースワークを学ぶ大学生等を中心にしたグループによる中高生のための居場所事業を公民館青年室等を会場とし支援した。
- ・国立市子ども基本条例について、子どもたちのヒアリングを踏まえながら、令和6年国立市議会第四回定例会へ提出、全会一致にて可決となった。(展開方向3再掲)
- ・令和7年3月、第四次国立市子ども総合計画を策定、令和7年国立市議会第一回定例会福祉保険委員会にて報告した。(展開方向3再掲)

#### ●展開方向3

- ・国立市子ども基本条例について、子どもたちのヒアリングを踏まえながら、令和6年国立市議会第四回定例会へ提出、全会一致にて可決となった。(展開方向2再掲)
- ・令和7年3月、第四次国立市子ども総合計画を策定、令和7年国立市議会第一回定例会福祉保険委員会にて報告した。(展開方向2再掲)
- 発達サポートブックの改定。
- ・市内の発達支援事業と共同で事業所フェアを開催。
- ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・保護者交流と子どもの発達の見守りの場として小グループの事業「カラフル」を実施。
- ・児童発達支援事業所を利用する為に必要なしょうがいの受給者証の仮受付を保健センター(子ども保健・発達支援係)で実施。
- ・市内の発達支援事業所の紹介リーフレットの改定。
- ・発達をテーマとした市民講演会を実施。
- ・ヤングケアラーの支援のあり方について、教育と福祉(しょうがい、子ども)での協議の場を設け、実態把握や支援者向け研修を実施した。

## 7年度の取組予定

- ●展開方向1 ・子育て広場「ここすき」を事業団が矢川プラス・南ロ子育ち・子育て応援 テラスにて運営
- ・幼保小連携に関し、取組を継続発展させるべく、情報交換や研修会の機会を教育委員会、事業団と連携し、継続して確保していく
- ・令和5年度に開設した矢川プラス内に設置された幼児教育センターに おいて、市内の保育・幼児教育施設での保育・教育の質の向上を図るための研究・研修事業をより充実させる

#### ●展開方向2

- ・国立市子ども基本条例の施行年度となる令和7年度において、子どもに関わる施設等の職員をはじめ、市民に向けて条例内容の周知・啓発を図るとともに、職員向けの研修の実施等について検討を行う。また、逐条解説等の作成を行う。(展開方向3再掲)
- ・条例を推進するための計画として位置付けられる「第四次国立市子ども 総合計画」について、進捗管理を行う。(展開方向3再掲)
- ・子どもの人権オンブズマンでは、フリーダイヤルやオンブズマンレターの活用に加え児童館まつりへの参加、矢川プラスでの「みんなの相談」開催など子どもが相談しやすい体制を堅持しつつ、市民プラザや児童館等におけるさらなる相談機会増を目指す
- ・児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境の整備について、教育と福祉の 連携の在り方について継続して検討しながら、くにサポによる支援の実 施・周知を継続する。同時に、当事者の居場所の構築についても検討す
- ・公民館における中高生の学習支援事業LABO☆くにスタを実施 ・多様な背景のある子ども・若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・ 若者地域参加サポーター養成講座として、「校内居場所カフェ」ボラン ティア養成講座をNHK学園高等学校と共催で実施する予定。
- ・ユースワークを学ぶ大学生を中心としたグループによる中高生のための 居場所活動を支援する。
- ・子どもの食応援事業・子どもの居場所づくり事業においては、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した状況を受けつつ、他方で、子どもを取り巻く状況としては、学校へ行けない・行かない児童数が増加傾向にあり、学校に限られない多様な学びの場所・居場所の存在が希求される状況を踏まえ、事業の在り方について改めて検討を進める

### ●展開方向3

- ・国立市子ども基本条例の施行年度となる令和7年度において、子どもに関わる施設等の職員をはじめ、市民に向けて条例内容の周知・啓発を図るとともに、職員向けの研修の実施等について検討を行う。また、逐条解説等の作成を行う。(展開方向2再掲)
- ・条例を推進するための計画として位置付けられる「第四次国立市子ども総合計画」について、進捗管理を行う。(展開方向2再掲)
- ・市内の発達支援事業所の新規開設に合わせたサポートブックの改訂・市内の発達支援事業所を紹介するフェアの開催
- ・小学生の子どもを持つ保護者を対象とした子育てプログラムの実施 ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・医療的ケア児保育園入所に係るガイドラインに沿った入所に向けた支援及び園に在籍する医療的ケア児及び受入れ園への支援
- ・医療的ケア児及びその家族への支援連絡会において支援体制のあり方を健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会で協議
- ・就学後も切れ目なく発達支援ができるように、教育やしょうがい部門と情報共有ができる共通シートの作成
- ・保健センター(子ども保健・発達支援係)でのしょうがい受給者証の仮交付
- ・5歳児健診導入の検討

#### ●展開方向4

- ・矢川プラスの運営、安全管理。また、新規施設運営に伴う近隣住民への配慮の徹底。
- ・学童保育所の夏季休業中の昼食提供を継続実施する。
- ・中学生しょうがい児の学童保育の試行的実施の継続
- ・子ども長崎派遣平和事業を実施。
- ・子どもの放課後の居場所を充実させるための子どもの居場所事業補助 金交付を実施。(展開方向2再掲)
- ・子どもの食を応援する子ども食堂への補助を実施。(展開報告2再掲) ・青少年地区委員会活動への助成。
- ・ほうかごキッズの日数拡張を試行的に実施(一、七小学校で各1回増)
- ・児童館まつりの実施
- ・矢川児童館において、中高生主体で企画運営するお祭り「やプラフェス」を開催

#### ●展開方向4

- ・矢川プラスの運営、安全管理。また、新規施設運営に伴う近隣住民への配慮の徹底
- ・学童保育所とほうかごキッズの連携、キッズの日数拡張について検討・学童保育所の夏季休業中の昼食提供について、コロナ禍での利用状況を踏まえながら、事業者と連携して引き続き試行実施
- ・中学生しょうがい児の学童保育の試行的実施の継続
- ・物価高騰等の状況を受け、海外派遣は中止、子ども長崎派遣平和事業について実施
- ・子どもの食応援事業・子どもの居場所づくり事業においては、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行した状況を受けつつ、他方で、どもを取り巻く状況としては、学校へ行けない・行かない児童数が増加傾向にあり、学校に限られない多様な学びの場所・居場所の存在が希求される状況を踏まえ、事業の在り方について改めて検討を進める(展開方向2再掲)・青少年地区委員会活動への助成

### 6 6年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

#### つ成里宝繕

#### 【展開方向1】幼児期からの教育推進

- ・令和2年度より、幼児教育推進事業の実施主体を事業団とし、市としては補助金を支出する形とし、令和5年度からは、矢川プラス内での指定管理事業とし、市として指定管理料を支出するとともに、自主事業については補助金を支出している。実施主体が移管された後についても、人材については、これまで「ここすき」に関わってきた職員を事業団へ派遣または事業団で採用し、より専門性を発揮することで事業を大きく発展させることができている。
- ・幼保小の連携に関し、令和6年度は新たに、幼保小の職員がともに学び合う、往還型の研修を3回実施した。これまでの連携を基礎に、研修会を実施したことで、小学校教育の子どもを主体とした取り組みが進展するとともに、幼稚園・保育園・認定こども園での幼児教育のレベルアップにもつながった。

#### 【展開方向2】ありのままの自分でいられる場所づくり

- ・子どもの人権オンブズマンでは、子ども本人からの相談が大部分を占めているが、相談者と丁寧なやり取りを行い、子ども一人ひとりの人権を尊重するとともに人権意識を深め、子どもの人権侵害の救済や子ども自ら問題解決に臨む力の育成を図った。
- ・学校へ行けない・行かない児童・生徒の支援にあたり、教育部局と連携して検討する「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」において当事者へのアウトリーチについて教職員・SSWにくにサポが加わる仕組みをR4に構築。R6はR5に引き続き当該連携について保護者周知を図るとともに、くにサポにおいて市内及び近隣市に所在するフリースクール等を視察し、つなぎ先との連携構築を図った。くにサポに新規でつながった対象者数は22件。
- ・公民館における学習支援事業「LABO☆くにスタ」ではここ数年、参加していた学習者が高校卒業後、「LABO☆くにスタ」や「しょうがいしゃ青年教室」の支援者になるなど、世代の循環も生まれている。また、公民館を拠点として学生や若い世代が交流し、新たな活動が生まれるなどしている。具体的な活動として、矢川プラスで実施した「支援者養成講座ユースワーク講座」や、公民館主催の子どもたちの体験格差に関する講演会実施の際に、公民館で活動する青年たちによる「ユースワークのあるまち検討会」等が「焚火とミニピザ」といった事業を実施した。
- ・NHK学園高等学校との連携事業「校内居場所カフェ」を実施する中、市内公立中学校での試行実施に向け、第三中学校と協議を重ねてきたが、生徒会がぜひ実施したいと反応を示したことから、生徒会を中心としてPTAの協力による校内カフェ事業「マイハルカフェ」が試行実施された。定期テスト前の開催と限定的ではあるが、参加生徒の反応も良く、令和7年度も継続的に実施されることとなった。引き続き支援を行う。
- ・子どもたちの体験格差に関する講演会を実施し、37名の市民が参加し、参加者も交えた意見交換を実施した。
- ・ユースワークを学ぶ大学生等を中心にしたグループによる中高生のための居場所事業を公民館青年室等を会場とし支援した。
- ・国立市子ども基本条例を制定(令和7年4月1日試行)した。
- ・令和7年3月、第四次国立市子ども総合計画を策定した。

#### 【展開方向3】すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり

- ・くにたち子育てサポート窓口(くにサポ)において、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて社会資源の紹介や保健医療又は福祉などの関係機関との連絡調整を図るなど、包括的な支援を行った。
- ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・保護者交流と子どもの発達の見守りの場として小グループの事業「カラフル」を実施。
- ・児童発達支援事業所を利用するために必要なしょうがいの受給者証の仮受付を保健センター(子ども保健・発達支援係)で実施した
- ・発達をテーマとした市民講演会の実施。
- ・中学生しょうがい児の学童保育(試行実施)について、継続して実施した。R6 年度利用者数は2名。
- ・国立市子ども基本条例を制定(令和7年4月1日試行)した。
- ・令和7年3月、第四次国立市子ども総合計画を策定した。

# 【展開方向4】子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

- ・矢川プラスについて、指定管理者との連携を図った。来館者数は昨年度に続き、30万人を超過する結果にいたった。
- ・児童館においては、3館統一行事である児童館まつりを開催したほか、矢川児童館において、中高生主体で企画運営するお祭り「やプラフェス」を開催。400名を超える参加者数に至った。企画運営として携わった中高生の人数も66人にのぼり、児童館事業に中高生が関わりを持つ機会としても機能した。
- ・コロナ禍から継続して、子ども食堂及び子どもの居場所に補助金を交付し、市内の居場所をマップ化して周知した。また、居場所 事業を実施する団体による中間報告会と、子ども食堂団体の交流会を実施した。
- ・ほうかごキッズの日数拡張を2校で試行的に実施(一、七小学校で各1回増)、現場の体制構築には課題があったものの、参加児 童からは概ね満足した旨の声を受けた。

# ○改善余地のある事項・課題等

- ・幼保小連携事業については、その内容を保護者等に積極的にPRしていく必要があるとともに、連携の範囲を学童や連携グループ 外の小学校まで広げていくことができるのかどうか、検討が必要となっている。
- ・しょうがいしゃ支援課や教育委員会等と連携しながら、医療的ケア児のライフステージに沿った支援を展開していく必要がある。
- ・教育委員会や健康福祉部、生活環境部と連携しながら、外国にルーツを持つ子育て家庭の支援を展開していく必要がある。
- ・学校へ行けない、行かない児童・生徒への支援(多様な学びを伸ばす環境整備)について、コロナ禍以降今日まで対象者が増加傾向にあることを受け、当該児が学校以外で過ごす事の出来る場所の構築・開拓を行う必要がある。
- ・子どもの居場所について、コロナが5類へ以降した以降における意義、これに伴う補助の在り方について改めて整理する必要がる。

#### (2) 施策の6年度における総合評価

成果実績数値の評価(A~E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価

A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。

B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。

U

- C:成果向上のため、一層の努力が求められる。
- D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。
- E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。

# 7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

#### (1)8年度の取組方針

#### 【展開方向1】

- ・子育て広場「ここすき」を事業団が矢川プラス・駅前テラスにて運営
- ・幼保小連携に関し、取組を継続発展させるべく、情報交換や研修会の機会を教育委員会、事業団と連携し、確保していく。連携グループ外の小学校と幼稚園・保育園・認定こども園との連携を検討する。
- ・令和5年度に開設した矢川プラス内に設置された幼児教育センターにおいて、市内の保育・幼児教育施設での保育・教育の質の向上を図るための研究・研修事業を関係者の意見を聞きながら、より充実させる

#### 【展開方向2】

- ・令和7年度、国立市子ども基本条例に基づき、子どもの権利の普及・啓発の実施。
- ・第四次国立市子ども総合計画の進捗管理の実施。
- ・子どもの権利が保障される環境整備として、子どもが気軽に相談することができる仕組みの在り方について検討
- ・学習支援事業LABO☆くにスタを引き続き実施するが、日常的な学習で躓きがちな中高生を支援する場所として、市内中学校や学習支援事業を実施する他の団体(社会福祉協議会やNPO等)との連携を進め、広報等強化する。
- ・令和3年度から継続実施する、多様な背景のある子ども・若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座(校内居場所カフェの実践に係る講演会や座談会、ワークショップ等)を踏まえ、公民館とNHK学園高等学校で連携し校内居場所カフェのボランティア養成講座を実施する。

#### 【展開方向3】

- ・市内の発達支援事業所の新規開設に合わせたサポートブックの改訂
- ・市内の発達支援事業所を紹介するフェアの開催
- ・小学生の子どもを持つ保護者を対象とした子育てプログラムの実施
- ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・医療的ケア児保育園入所に係るガイドラインに沿った入所に向けた支援及び園に在籍する医療的ケア児及び受入れ園への支援
- ・医療的ケア児及びその家族への支援連絡会において支援体制のあり方を健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会で協議
- ・就学後も切れ目なく発達支援ができるように、教育やしょうがい部門と情報共有ができる共通シートの作成
- ・保健センター(子ども保健・発達支援係)でのしょうがい受給者証の仮受付

#### 【展開方向4】

- ・矢川プラスの運営、安全管理。また、近隣住民への配慮の徹底
- ・令和3年度に策定した児童館3館の整備方針を基本に、子どもの居場所の在り方の方向性を検証しながら、児童館を地域の拠点となることを目指す取組を進める。
- ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進
- ・学童保育所の夏季休業中の昼食提供について、コロナ禍での利用状況を踏まえながら、事業者と連携して引き続き試行実施
- ・中学生しょうがい児の学童保育の試行的実施の継続
- ・海外派遣再開の検討、子ども長崎派遣平和事業を実施
- ・子どもの食応援事業・子どもの居場所づくり事業においては、アフターコロナの状況を踏まえた居場所の形に向けた補助を実践しつつ、特に学校へ行けない・行かない児童数にとって自分に適した学びの場となる居場所の設置に向けた支援の在り方について具体的検討を進める。
- ・青少年地区委員会活動への助成

### (2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- ・幼児教育センターでの5本の柱(実践、研究・研修、啓発・推進、発達支援、連携)の事業展開により、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どたちを育てる環境づくりを推進する。
- ・矢川プラス内の矢川児童館も含めた市内児童館3館を中心とした、市域全体での子どもの居場所、遊びのネットワークを構築する。
- ・学校へ行けない、行かない児童・生徒への支援において、学校以外にも対象者が日中から過ごすことのできる居場所を整備する(多様な学びを伸ばす環境整備事業)。